

労働保険を事務委託

労働保険事務組合とは

社会保険と比べて難解といわれるのが、労働保険の事務処理です。

そこで政府は、事業主に代わり労働保険の事務処理を行う、労働保険事務組合制度を設けております。

労働保険事務組合は行政への届出など労働保険の事務処理を、迅速、確実に代行処理いたしますので、ご多忙な事業主さんやご担当者の業務の合理化が可能です。

また、事務委託をされた事業場のみが可能となるメリットもあります。



労働保険のスペシャル集団
労働保険事務組合

自社処理のデメリット

全て書類を自社で作成し、届出をせねばならず、時間と労力がかかる

不慣れ、業務多忙のため、なかなか事務処理、手続ができず時間がかかる

法知識不足で誤った処理をし、不利益を被ることもある

事業主と家族・法人役員は有利な労災保険が使用できない

保険料が一定額以上でないと、年3回分納ができない

事務委託のメリット

①事務の合理化が可能

②事務の迅速化が可能

③事務の適正化が可能

④労災保険特別加入が可能

⑤保険料の年3回分納が可能

必要となる労働保険の手続の一例

・は事務委託、他は相談、指導となります

事業場に関する手続

- ・労働保険に加入する時
- ・事業場の諸事項が変更した時
- ・支店・営業所を作った時

保険関係成立届、適用事業所設置届等
名称・所在地等変更届、各種変更届等
継続事業一括申請、事業所非該当承認申請書

労災保険の手続

病院にて治療を受ける場合
休業し賃金が支給されない場合
障害を受けた場合
死亡した場合

療養給付請求書、療養費用請求書等
休業給付請求書等
障害給付請求書等
遺族年金請求書・葬祭料請求書等

保険料申告・納付の手続

- ・毎年の保険料申告
- ・保険料の還付を受ける時

労働保険料申告書、一括有期事業総括表・報告書
労働保険料還付請求書

雇用保険の手続

- ・従業員が入社した時
- ・従業員が退社した時
- ・従業員の名前がかわった時

資格取得届
資格喪失届
氏名変更届

- ・退社した従業員が失業給付をもらう時
 - ・従業員が60歳になった時
 - ・従業員が育児・介護休業した時
 - ・事業主が助成金等をもらう時
- 離職証明書
60歳到達時等賃金月額証明書等
休業開始時賃金月額証明書等
各種助成金支給申請書等

事務委託するとこんな便利

雇用保険被保険者離職証明書手続（失業給付受給）の場合

自社処理の場合



事務委託の場合

